

かたくい通信

福井から原発をとめる
裁判の会 会報

第 6 回口頭弁論 福井地裁 1 月 22 日

「なぜ期日までに提出しない
のか、理解できない」

裁判長、被告関電側を厳しく非難！



第 7 回口頭弁論
3 月 5 日(水)3 時
30 分より！

第 6 回口頭弁論が福井地裁第号法廷で 1 月 22 日(水)、午後 3 時半から行われました。多くの方が駆けつけてくださり、法廷には入りきれない方が出るほどでした。

原告側からは活断層に関する第 11 準備書面及び「観測された最大地震加速度が設計地震加速度を超過する事例」についての第 12 準備書面が、被告側からは主として冷却機能に関する第 6 準備書面が提出されています(これらについては全て、会の HP にアップ済み)。また原告証拠として東洋大学教授渡辺満久氏(専門は地形学(変動地形学))の講演のビデオが一部上映されました。

ビデオ上映に先立って、大阪府高槻市在住の水戸喜世子さんが、原発事故発生時の琵琶湖の汚染について意見陳述を行いました。

今回の口頭弁論での「驚き」は、裁判所側が被告関電側の「引き伸ばし戦術」的な対応に対して「被告の返事によっては本日終結も視野に入れていた」と述べ、被告関電側への強い不信感をほのめかした点です。以下、内容をご一読ください。



発行：福井から原発をとめる裁判の会

■事務局連絡先：松田 (090-2037-9322)
■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士
〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥ご支援をよろしくお願いします！

♣ホームページ：<http://adieunpp.net>

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

記号：00760-6 番号：108539

(口座名等はこれまでのままです)

第6回口頭弁論の概要

〈以下、本訴訟の事務局長である笠原弁護士によるメモです〉

【口頭弁論期日】

1 主張立証

- ・原告 第11～第12準備書面陳述
- ・被告 第6準備書面陳述
- ・原告証拠 甲16～39まで取調べ。甲40はビデオ上映による取り調べ。
- ・被告証拠 乙12～20取り調べ。

2 水戸喜世子さん意見陳述（次頁に紹介）

3 甲40（渡辺満久先生講演）

4 裁判所より求釈明

（1）「主給水ポンプ等は重要な設備でないので基準地震動未満の地震動で壊れても大問題にはならない」旨の被告の主張について

（裁判所）被告は200ガルで緊急停止としているが、止まったとしても冷やし続けなければいけない。電源は外部か、非常用か。

（被告）追って書面で

（原告（山本雅彦先生））外部電源です。

（被告）被告第5準備書面注7にも、「つながっている限り外部電源で」とあります。

（裁判所）それでは第6準備書面11pの「外部電源でなく非常用ディーゼルで」とあるのは。

（被告）最終的には、ということです。

（裁判所）では主給水ポンプは。主給水ポンプで冷やすのか補助給水設備で冷やすのか。

（被告）主給水ポンプが動いている限りは主給水ポンプで。

（裁判所）メインは主給水ポンプですね。

（被告）メイン、というか・・・

（裁判所）大事なものが700ガルで突破されるのは危険ではないかと聞いているのだが、そういう

答えでよいですか。

（原告（笠原）うなずく。被告も特に答えず）

（2）被告への求釈明に対する回答がないことについて

（裁判所）①被告は大飯に来る地震についてどの程度を想定しているか。②使用済み核燃料の危険性についてどう考えるか。

のうち、①はきわめて基本的なことであり、②も、原告「第1」準備書面に書かれていること。なぜ期日までにやってこなかったのか。

（被告）実質的な説明を準備中です。

（裁判所）原告第7準備書面への反論は出してきたが、第7はそれほど重要ではないと被告に言っていたし、しかも出てきた書面は従前の繰り返し。そんな時間があつたのになぜ反論できないのか。原告の反論機会も失わせる。いつまでにやるか。

（被告）使用済みピットについては3月中、地震も検討中。

（裁判所）3月という感覚が分からない。

（原告（坪田先生））特に①は裁判所のおっしゃる通り、考えずに設計しているとは思えない。なぜそんなに時間が。

（裁判所）裁判所としては被告の回答を踏まえ検討する。

=====裁判官退席、合議=====

（裁判所）被告が早期に提出する、と信じて続行する。被告の返事によっては本日終結も視野に入れていた。「一義的には外部電源で冷やす」は調査に記載。

一方、原告にお尋ねするが、第11準備書面は、F6が地滑りであっても危険という趣旨ですか。

（原告（鹿島先生））はい。地滑りでも再活動してずれるという趣旨です。

（裁判所）それでは、F6の問題の所在を示すものとして、大阪地裁決定を証拠として提出して欲しい。また、原子力規制委員会のHPから、本件原発の設置場所との関係での地滑りについての記事を、書証として提出されたい。

一方、非常用取水路が重要視されている理由は、同決定には記載されていない。思うに、一か所でもつぶれると水冷式の非常用ディーゼルが使えなくなるが、そのような理解でよいのか。

(原告(山本雅彦先生)) はい。

(裁判所) また、設計用地震加速度、設計用最強地震、設計用地震動、基準地震動といった概念とその異同について説明されたい。

訴状になりますが、人格権と環境権は選択的主張という理解でよいのか。

(原告(笠原)) はい。

◆意見陳述◆

私も地元住民です！

原告 水戸喜世子さん

私は大阪府高槻市に住んでいる原告団の一人で水戸喜世子と言います。大学では物理学を専攻しました。教壇に立つ時期もありましたが、おおむね、主婦をしてまいりました。

私の家からまっすぐ北に向かって直線を引くと、大飯原発にぶつかります。直線距離にして80キロに位置しています。なんと大飯原発と福井市の距離も80キロですから、まぎれもない地元であると認識しています。

琵琶湖の恩恵にあずかる大阪府民として、私の抱えている不安を述べたいと思います。

◆汚染されたら復元には100年かかる

お配りした地図(次頁参照)が、琵琶湖と原発の位置関係です。北側に野坂、北東側に伊吹、東南側に鈴鹿、西側に比良と1000メートル前後の山系が琵琶湖の周りをゆったりと取り囲んで、ここから流れる雨水が120余りの河川となって琵琶湖に注ぎ込んでいます。この河川の水こそが琵琶湖の水源であり、それは瀬田川となり、やがて宇治

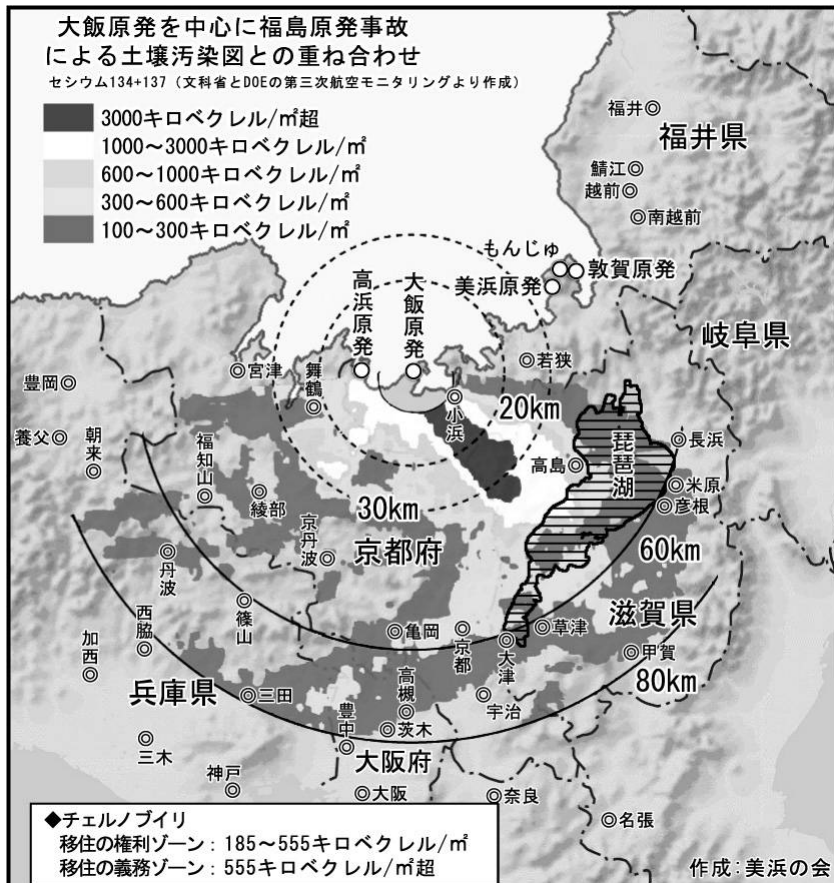
川、淀川と名前を変えて、京阪神1450万人の生活を潤してくれています。

この周りを取り囲む山々が汚染されたらどうなるか、それに対して40年にわたり環境中の放射線測定をしている京都大学原子核工学の河野益近さんは、「山に人が入り、手を入れて枝を茂らせ、落ち葉を幾重にも重ねて地表を覆う努力をしても、復元するには100年かかる」と言っています。

(詳しくは気仙沼上流を調査した「海洋と生物」209号の論文をご覧ください)。その汚染された山から流れ込んだ川の汚染物質の行き着く先について、(当時)京大防災研山敷準教授(水環境工学)の調査結果をお話しします。江戸川、荒川の上流から関東平野を貫いて流れ着いた東京湾の河口に、長期にわたってホットスポットが作られることを、観測を通じて突き止められました。その報告の内容は、別紙でご覧になってください。河野さんの調査を裏付ける発言として、ベラルーシに定期的に通って、診察活動をしておられる鎌田實医師が、次のような記事を書いておられました。「チェルノブイリでは今でも多くの消防士が森の火災を警戒して常駐している」と。これは言うまでもなく、森が27年たった今も、多くの放射能を抱え込んでいることを示しています。火事になったら、環境中に放射能をまき散らすことになり、森を除染することは不可能であることを示しています。多くの専門家は、琵琶湖の湖底に沈むのは、砂ではなく、粘土質なので、一度、事故が起こり、琵琶湖に放射性物質が流れてきたら湖底の粘土にとじこめられて、かなり長い間保持されることになるだろうと予測しています。

◆風下に位置する琵琶湖

決定的なリスク要因は、地図に見る通り、わずか30キロ地点にあつて琵琶湖が原発の常に風下にあるということです。しかもその風は、日本海側と太平洋側をわける山脈の隙間を駆け抜けると、その風はどんなにすさまじいか、毎年の米原



めてみました。

*滋賀県が独自に福島規模の事故を想定して出した数字「1週間飲用適さず」(13, 11, 18朝日新聞)

*関西広域連合からの報告「福井の原発事故で汚染なら近畿の水が全滅【琵琶湖代替水源なし・国家的危機】東京新聞 2013年3月9日より

*山敷準教授、「東京湾の汚染が10年続く可能性があるが、閉鎖水系の琵琶湖はそれ以上だろう」。(2012, 07, 12) 京都新聞

以上の情報からわかることは、最悪10年以上琵琶湖の汚染が続くということであり、そうなれば、代替え水源もないことから、関西一円からまず産業が撤退し、それにつれて働き手も転出するで

でのJR折り返し運転になっている関西の私たちは日常生活で確認済みです。

関ヶ原を吹き抜けた先には岐阜・名古屋と大都市が控えています。京阪神から名古屋まで、汚染地帯になる可能性は十分にあります。若狭、敦賀で事故が起きたら、もう日本は終わりであると言われるゆえんです。

福島原発の事故では、3基の炉心溶融が起きて、大量の放射性物質が環境中に出ましたが、大半が偏西風に乗って海に放出され事実を忘れてはなりません。福井原発ではそれは全く期待できないから、同じ程度の爆発事故が起きたら被害はフクシマの2倍近くになると見積もる必要があります。

◆10年は琵琶湖の水が飲めない

もし福井で原発事故が起きたら、私たちは何日間水が飲めなくなるのでしょうか? 企業は何日間操業を休まなければならないのでしょうか? 関電の資料がないので 新聞から入手できた情報をまと

しょう。町はゴーストタウンとなり、最後は汚れた田畑に汚れた水をまいて、食する老人だけが残るのかもしれない。「アレクセイの泉」の光景です。コンコンと地下からきれいな水が湧き上がればいいのですが。関西電力自身、電気を売りつける住民もなく、破綻するほかなくなります。もし1基でも再稼働したら、こうなる可能性が発生します。

再稼働しなければ、可能性は限りなくゼロに近いでしょう。さあどちらを選びますか。

◆危険な作業をする人たちがいて私たちの生活がある

フクシマの事故は、いくつもの幸運が重なって、現状があり、もし、風向きが反対であったり、4号炉の使用済み燃料プールの水が、がれきの重なり具合にわずかな隙間ができていて、そこから、入りこむことができずにいたら、この想定結果と同じ結末をこの国にもたらしはいたはず。偶然な幸運で今、私たちは、こうしていま、存在して

いることに感謝するばかりです。4号炉の核燃料プールでは今も命を縮めるようにして、がれきの中から1本1本燃料棒を抜き出し詰め替え運ぶという危険な作業をなさっている作業員に支えられて今の私たちがあります。廃炉作業のどれ一つとっても、それが原因で大事故にいたる可能性があります。事故は全く収束していないし、チェルノブイリの例に学べば、子どもを始めとして、人々に、放射線障害が顕在化してくるのはこれからです。いい加減に目覚めなければなりません。54基もの負の遺産をどのようにして安全に処理するのか、私たちに課せられた責任はとてつもなく大きいのです。フクシマが起きてしまって、さすがに日本の原発は絶対に安全であるとする「安全神話」は語れなくなりました。ところがいま新しい安全神話が、登場しています。「事故は起きるものである。しかし、きちんと点検をすれば安全である」といった子供だましのからくりです。この場合の点検とは、原子力規制委員会が恣意的に決めた再稼働に都合のいい点検項目をクリアするという内容に過ぎません。

◆国土と住民の存亡がかかった裁判です

現に福島第一原発の、事故原因が何ひとつわからない状況で、安全性を保障できる点検項目を設定できるはずがありません。点検項目を作るとすれば、それは無限に存在するように思われます。人為ミスなどは、どうするのでしょうか。原因がわからない間は、運転しないのが唯一の正解です。再稼働させやすいストレステストを恣意的に設定したに過ぎない国の方針。ストレステストの合格すなわち再稼働ではない、決定するのは政府の政治的判断だとする規制委員会の無責任発言。国民を愚弄しています。東海原発裁判、伊方原発訴訟、最近では福島子供疎開裁判のどれをとっても、裁判所は、危険性は認めながらも、政府の決めた基準に形式的に適合していれば、どのような危険性があっても go サインを出してきました。整備不良

の車を運転すべきかどうかの議論ではありません。この国土と住民の存亡がかかった裁判です。事故発生確率が0, 1%でも稼働してはならないのです。なぜなら、起きうる被害額の平均値が一体いくらになるかの期待値計算は、 $0.1\text{パーセントの事故確率} \times \text{国家規模の損害額} = \text{やはり国家規模の損害額}$ だからです。 $0, 00 \dots 001 \times \text{無限大} = \text{無限大} \dots$ 。

$0 \times \text{無限大} = 0$ ですね。発生確率が0でない限り、発生する被害額の平均値は無限大です。発生確率0とは（编者注：原子力発電所を）もたないことです。一つの対策をすれば、また別の問題が発生する。人為ミスも幾通りもあり得る。想定外は無限に起こりえます。100パーセント安全な原子炉は存在しないからには、膨大な死の灰をため込んだ原子炉というものは動かしてはならないと思います。

第6回口頭弁論説明会

（以下、福井地裁での口頭弁論後に午後5時より福井県弁護士会（福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階）で行われた説明会の概要）



第6回口頭弁論後、原告弁護団は記者会見に臨み、原告団、その支援者ら30人余りが出席した。

結論からいうと、裁判長は被告（関西電力）への数点の求釈明に対し明確な回答が示されず、「質問に答えないのは理解できない」とし、「（出方に

よっては)裁判の終結(=結審)もありうる」、という強い不信感を露わにしたことである。

× × ×

裁判所(樋口英明裁判長)は昨年12月25日、原告、被告(関西電力) 双方に求釈明を求め、その回答を迫った。被告側には、咀嚼(そしゃく)して説明すると「本件原発が緊急停止後、主給水喪失して放射能漏れという危険な事態が考えられる。主給水喪失は基準値振動によっても発生することが前提とされており、この基準値振動とは、どのような概念なのかという疑問が生じる。被告の認識を明確にされたい」「この場合、電源は外部電源を使うのか、それとも非常用電源を使うのか」「被告は、最大の地震、津波がくる旨を否定している。それでは、どの程度の規模の地震や津波がくると想定しているのか、想定の根拠を明らかにされたい」などである。

裁判長と関電のやりとりは次の通り。(編者注：前出の笠原弁護士メモと内容的には重複する部分もあります。)

【裁判長】これまで2回、釈明を促したが、基本的な質問に答えていない。いつまでに答えるのか。

【関電】3月までに。

【裁判長】3月というのが、わからない(ややあきれたような口調で)。

【裁判長】緊急停止したら冷やさなければならぬ。電源は外部電源ですか、それとも非常用ですか。

【関電】今、ここでお話しかねる。

【裁判長】ものすごく簡単な質問ですよ。

裁判長は、強い口調で関電側に早急な回答を重ねて求めた。

記者会見では「(裁判長の)「終結」とは何を意味するのか」「被告・関電は何も明確な質問に答えていない。他の裁判に影響するから、引き伸ばしにしているのではないか」などの質問が飛び交っ

た。

× × ×

また原告側には「本件原発の敷地地盤について、F-6 破砕帯の直下の活断層が動いた場合の危険性を主張するが、この主張は、活断層が動く場合のみを念頭に置くものか、または、活断層以外の原因によって敷地地盤にずれなどが生じる場合を含む趣旨であるか、明確にされたい」と求釈明を求めている。

原告側は第11準備書面で「本件原発の敷地地盤にずれが生じた場合の危険性は、直下の活断層が動く場合のみならず、周辺の活断層によって敷地地盤にずれなどが生じる場合を含む趣旨である」と回答している。

× × ×

これに先立ち、大阪府高槻市に住む原告団の一人でもある水戸喜世子さんが意見陳述を行った。とりわけ琵琶湖の恩恵にあずかる大阪府民としての訴えには傍聴人を納得させるだけの、内容の濃いものがあつた。

「決定的なリスク要因は、地図に見る通り、本件原発からわずか30キロ地点にある琵琶湖が、原発の常に風下にあるということです。(中略)もし福井で原発事故が起きたら、私たちは何日間水が飲めなくなるのか？(新聞報道を参考にとすると)最悪、10年以上琵琶湖の汚染が続くということであり、そうなれば、代替え水源もないことから、関西一円からまず産業が撤退し、それにつれて働き手も転出するでしょう。町はゴーストタウンとなり、最後は汚れた田畑に汚れた水をまいて、食する老人だけが残るのかもしれない。関西電力自身、電気を売りつける住民もなく、破綻するほかなくなります。もし一基でも再稼働したら、こうした可能性が発生します」(文責：永田)



◆のーなれコーナー◆

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。皆さんの忌憚のない「声」をお待ちしています。】

♥Aさん 京都ではキンカン（金曜関電京都支店行動）は衰えていません。健在です。福井も不変と推察します。今日の裁判長の表情は素直に解釈すれば被告有利なのでしょうが、とても楽観など期待できないでしょうね。

♥Xさん ごくろうさまです。裁判長も怒るほどのひどさを見れておもしろかった！これからだ！

♥YIさん 今回、初めて傍聴しました。驚き、怒りが爆発しました。被告の関電の弁護士たちが、裁判長が前回から2回も「簡単な質問」を被告に問いただしているのに、今回もはぐらかすどころか「これまで答えてきたとおりです」とシャーシャーと「答え」、裁判長が顔を赤らめ語気強く「答えになっていないので協議（裁判官と）する」と一時退場したあと、被告側弁護士たちはニタニタ、ヘラヘラ笑っていたので”一喝”してしまいました。

♥AMさん 裁判長の被告、原告への質問は平易で素朴な中にも、非常に凛としていた。このような原発の安全性に関わる基本的な質問に、なぜ被告は直ちに答えられなかったのだろうか。全く理解できない。しかし私たちとしても気を緩めることなく、これからも共に。

◆関連ニュース◆

裁判の会のメンバーが関わっている活動を紹介します。

講演 福島・双葉町井戸川前町長

（1月25日福島県敦賀市「あいあいプラザ」にて・・・以下1月26日付け朝日新聞より。この講演は、また、「サヨナラ原発福井ネットワーク」の主催で、3月9日の鯖江市文化センターで開催される「3.11メ

モリアルアクション 原発のない新しい福井へ」のブレ企画として行なわれました。またこれに対する敦賀市在住の今大地晴美さんの感想もご一読ください。）

福島県双葉町の前町長、井戸川克隆さん(67)が25日、敦賀市内で住民ら約100人を前に講演した。東京電力福島第一原発事故の経験を踏まえ、再稼働を容認する政治家や経済界に「事故が起きた時は『全責任を負う』と、住民と契約を交わすべきだ」と訴えた。

市民団体「サヨナラ原発福井ネットワーク」の主催。井戸川さんは昨年2月まで町長を務めた。原発事故ではさいたま市に住民を集団避難させ、埼玉県加須市に役場に移した。避難中に放射性物質を含んだばたん雪が頭上に降りかかり、「これで(人生が)終わったと思った」と振り返った。

町民は今も地元に戻れない。「私たちはいまだに仮設住宅にいる。やることもなく、閉じこもっている人が多い」と、郷里を奪った原発への怒りを口にした。まもなく事故から3年。しかし、国中が「東京オリンピックに浮かれている」と、被災者支援への関心が薄まっていると心配した。

敦賀市など嶺南地域では原発の再稼働を望む声大きい。井戸川さんは原発の「安会神話」が崩れた今こそ、「前例のない事故を想定してほしい」と国や電力会社に安全対策の充実を注文した。

◆今大地晴美さんの感想:「原発を推進する首長や議員たちは、福島のような事故がおきないと、方向転換できないのか？」という質問がでたとき、井戸川さんは一瞬、言葉を詰まらせたように見えた。講演内容やこれまでの質疑応答と違い、歯切れの悪い回答だった。

東電や国に対し、厳しい注文を付けてきたとはいいながらも、原発に依存しなければ町の財政を維持できなかった元町長の一番痛いところを突かれたのも同然の質問だったからだろう。

決して他人ごとではない福島の事故が、もしも若狭の原発で起きたら、原発を推進している西川知事

や立地自治体の首長、議員たちはこぞって国や電力会社に賠償しろと詰め寄るに違いない。でも、あんたらにそれを求める権利はないんだよ！脱原発を訴え、再稼働に反対してきた県民だけに与えられている権利なんだよ！

井戸川さんは言った。安全協定ではなく反対している県民や市民のみが賠償を求めることができることを明記した契約を結べと・・・それに同意しない限り再稼働はしないという契約書に知事や首長、推進している議員、そして電力会社にサインしてもらう契約書をまずはつくらないとね。

◆原告 ～ひと模様～◆

黒川淑江さん（56歳）（福井市新田塚在住）-

自然が好き-だから原発 NO!



明るいい人である。とても、癌（がん）とお友達になり、うまく付き合っている人には見えない。2011年、フクシマの原発事故以来、「サヨナラ原発 福井ネットワーク」の記事を新聞で読み、福井県

美浜町での「ふうせん飛ばし」に参加、以来、体調をみて、毎週金曜日の脱原発デモにも足を向けている。その接点は「かけがえのない命」「生命を慈しむ心」である。

× × ×

大きな視野で、この日本の行く末を見守っている。「私の願いは・・・中略・・・自然豊かな美しい日本で、生きてこられたことに感謝し、これからも、すべての生き物が安心して命を育んでいけるように、この国を守っていききたいのです」。静かな口調で、優しい笑みをたたえながら、話す言葉に一点の濁りもない。おおよそ政治には無縁な市井の人が、「再稼働

待った」「原発に異議あり」とアピールしている。「福井から原発をとめる裁判の会」の原動力は、こうした人の熱い思いから成り立っている。

× × ×

会社勤めをしていて、48歳で乳がんの手術。5年を経過し「もう大丈夫でしょう」と言われていた矢先、7年後に肝臓、骨への転移を医師から宣告された。以来、2週間に一度、抗がん剤の治療を受け、もう1年5か月がたとうとしている。

自暴自棄にもなるところだが、黒川さんの思いは違った。「生きていくだけの生活は嫌」というプラス思考へと、大きな舵（かじ）をとることになる。会社を辞め、かねてから興味のあった「歴史」を学ぶために通信制大学に入り、学生に戻ったのである。

× × ×

いつも頭をよぎることがある、という。「生きていくとは、どういうことなのか」。これは人間にとって原点ともいうべき哲学的な課題である。答えなど出ない。でも「水、空気、土、すべてを人類は自然からの恩恵として受けているでしょう。人間は一度立ち止まって、歴史を振り返り、先人たちの教えをもう一度よく考え、過ちを繰り返さないよう、大切なことは何か、子や孫に何を教え、伝えるか、考えないと」。生きていく糧を自然界に求めている。そうした思考に、原発は相いれない、巨大な粗大ゴミとして映るだろう。

× × ×

命に関わる病気をすると、人はコンクリートブロックの道路の片隅に咲く雑草のような花にも「慈しみ」を感じるものだ。「ここにも、だれ知る人もいない生命が宿っている」と。とても足で踏みつけられない、いとしい命だ。

黒川さんは庭先で、トマトやパプリカ、インゲン豆などを作っているという。「四季折々に虫やチョウが飛び交い、雨が降ると葉が生き生きとしてきます。太陽の光で作物が赤く、黄色く実ります。実った野菜は虫も人もカラスも、おいしくいただきます。自然の力に感謝、感謝です」。自然と一体化した、生活

スタイル。こうしたものの恵みをもたらす自然に対して人間はもっと謙虚でなければ、と黒川さんは考える。

× × ×

独り暮らしゆえ、辛いこともあるという。しかし「生まれてきたからには、命を大切に、人の役に立ちたい。生きてきてよかったな、と思える人生でありたい」と結んだ。(文責：永田)

新聞記事スクラップ

大飯原発訴訟 証拠提出先送り 裁判長が関電批判

関西電力大飯原発3、4号機(おおひ町)の運転差し止めを県内の住民らが求めた民事訴訟の口頭弁論が二十二日、福井地裁で開かれた。関電側が求められた証拠の提出を先送りし、樋口英明裁判長が「なぜ期日までに提出しないのか理解できない」と批判した。

昨年十二月の前回口頭弁論で裁判所は、原発に発生する地震規模の想定と、使用済み核燃料が堅固な建物に覆われていないことへの認識を、一月十五日までに文書で回答するよう求めた。

関電側は「地震規模の想定は速やかに、使用済み核燃料庫については、三月中旬にも提出する」と回答。樋口裁判長は「提出しないと住民側も反論できない。三月中という感覚がわからない」と非難した。

住民側は「地震の想定は設計時の基本。なぜ時間がかかるのか」とただしたが、関電側は回答しなかった。裁判所は、次回口頭弁論を三月五日とし、二月十日までの文書の提出を求めた。

住民側弁護団は「電力会社が証拠を出し渋る傾向は各地の訴訟で見られる。政府の再稼働認可まで裁判を引き延ばす意図があるのではないか」と不信感をあらわにした。

質問答えぬ関電 裁判長から苦言
大飯原発差し止め訴訟
2014/2/23
県民らが関西電力に大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた訴訟の口頭弁論が22日、福井地裁であった。樋口英明裁判長が、これまでに関電側の地震の想定規模などについて明確な回答を示さなかった関電側を「質問に答えないのは理解ができない」と批判する場面もあった。

この日は、大阪府高槻市の女性の原告が意見陳述した。その後の証拠調べで、樋口裁判長が、関電側の準備書面で地震発生時の津波の想定規模に明確に触れていないことを指摘。関電側代理人が「書面で示すことが難しい」と答えると、樋口裁判長は「これまで2回も同じ質問をしており、基本的な質問には答えるべきだ」と怒りをあらわにし、関電側に早急な回答を重ねて求めた。

(坂本純也)

大飯原発想定地震 規模回答強く要請
福井地裁、関電側に
2014/2/23
安全性が保証されないまま関西電力大飯原発3、4号機(おおひ町)を再稼働させたとして、本県などの住民189人が関電に運転差し止めを求めた訴訟の第6回口頭弁論が22日、福井地裁で開かれた。

樋口英明裁判長は関電に▽大飯原発で想定される地震の規模やその根拠▽使用済み核燃料が原因となつて放射能漏れが生じる恐れに対する考えについて厳しい口調で回答を求めた。これまでの弁論で2度にわたり同様の要請をしたが、今回も

で示されなかった。弁護団によると弁論後の進行協議で、関電側が2月10日までに書面で回答し、原告側が反論を行うことが決まったとした。弁論後、弁護団は「設計段階で地震の規模を想定しているはず」「ほかの訴訟への影響を考慮して回答を先延ばししている」と非難した。

原告側の意見陳述で大飯府の水戸喜世子さん(78)が「大飯原発で福島のような事故が起これば、琵琶湖の汚染は10年以上続く」と述べた。次回弁論は3月5日。

【編集後記】第6回
口頭弁論の感想・・・
「今回初めてテレビ
ドラマのような裁判
シーンがちょっとあっ
たな。裁判長、かなり
怒ってたぞ」・・・と
いうことで次回口頭
弁論は注目です！

裁判所、関電側を非難

大飯原発差し止め訴訟弁論

2014/2/3
毎日
県内住民ら189人
が関西電力に、大飯原
発3、4号機（おおい
町）の運転差し止めを
求めた訴訟の第6回口
頭弁論が22日、福井地
裁（樋口英明裁判長）
であった。同原発に被
害を与える可能性のあ
る地震や津波の想定規
模などについて、裁判
所が求めた回答に関電
側が応じなかったこと
に対し、樋口裁判長は
「（回答を引き延ばす）
感覚が私には分からな
い」と非難した。

住民側はこれまで
に、大飯原発に「過去
最大の地震や津波が発

裁判長が関電批判

2014/2/3
毎日
大飯訴訟 文書提出先送りで

関西電力大飯原発3、4
号機（福井県おおい町）の
井地裁の樋口英明裁判長が
運転差し止めを福井県内の
二十二日の口頭弁論で、関

で回答を求めている。
関電側は別の三つの質
問にも回答しなかつ
た。このため裁判所は
2月10日に改めて回答
期限を設定した。
関電側はこの日の弁
論で、「可及的速やか
に提出する」と述べた。
住民側代理人弁護士は
「大飯原発に関する訴
訟が他でも進行中で、
引き延ばしは影響を考
えている。次回弁論は
3月5日。【村山豪】
電話06634683655

掲載写真
販売します

【雑多なお知らせ】

◆ユーチューブで視聴可能な

情報：今回の記事内容の、福島・
双葉町井戸川前町長の講演につい
ては、

<http://youtu.be/FAHyMIJFRrs>

また、昨年12月19日の第5回口
頭弁論で意見陳述をしていただい
た木田節子さん（福島県双葉郡から
現在茨城県水戸市に避難中）のお話
会が翌日20日に行われました。そ
の内容については、

<http://www.youtube.com/watch?v=fDLKcv1fdZs>

において視聴することができます。

◆本会総会のお知らせ：「裁判
の会」の総会を4月12日（土）の午
後、西本願寺福井別院（福井市松本
4丁目9-21）で開催します。詳細
は未定ですが、当日の午後の日程は
確保していただければと存じます。
具体的なことが決まれば、また連絡
させていただきます。

◆第8回口頭弁論：第7回口頭
弁論は3月5日ですが、第8回も日
程が3月27日と決定しています。
日程の確保をお願いします。

電側が求められた文書の提
出を先送りしたことに「な
ぜ期日までに提出しないの
か、理解できない」と批判
した。
昨年十二月の前回口頭弁
論で、関電側は、原発周辺
で起きる可能性がある地震
の規模の想定と、使用済み
核燃料を保管する建物が、
原子炉格納容器ほど強固で
ないことへの認識を、一月
十五日までに文書で提出す
るよう求められていた。
この日の口頭弁論で、関
電側は「地震規模の想定は
速やかに、使用済み核燃料
庫については、三月中にも
提出する」と回答。
樋口裁判長は「提出しな
いと住民側も反論できな
い。三月中という感覚がわ

からない」と述べた。次回
の口頭弁論を三月五日と
し、二月十日までの文書の
提出をあらためて求めた。
住民側弁護団は「電力会
社が証拠を出し渋る傾向は
各地の訴訟でみられる。政
府の再稼働認可まで、裁判
を引き延ばす意図があるの
ではないか」と不信感をあ
らわした。

